

### 経過措置が適用される取引は、必ず現行税率 8% を適用！？消費税率等に関する経過措置

2019 年 10 月 1 日（以下、施行日）から、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度（一定の飲食料品や一定の新聞等の定期購読などが対象）が実施されます。

さらに、一定の要件を満たす取引は、施行日以後も現行税率の 8% が適用される経過措置が設けられています。

#### 1. 現行税率と新税率

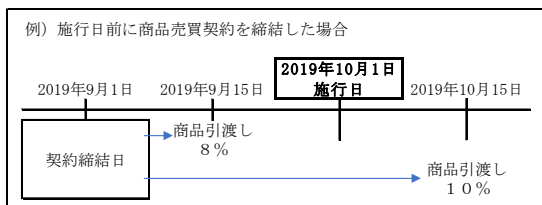
2019 年 10 月 1 日以後、税率は以下のようになります。

区分	適用開始日	現行	2019 年 10 月 1 日	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.30%	7.80%	6.24%
地方消費税率		1.70%	2.20%	1.76%
合計		8.00%	10.00%	8.00%

現行の 8% と軽減税率の 8% では、消費税、地方消費税の内訳が相違するため、経理では注意が必要です。

#### 2. 施行日前後の取引に注意

施行日前後の取引については、いずれの税率が適用されるか注意が必要となります。基本的な例として、商品売買取引について見てみましょう。



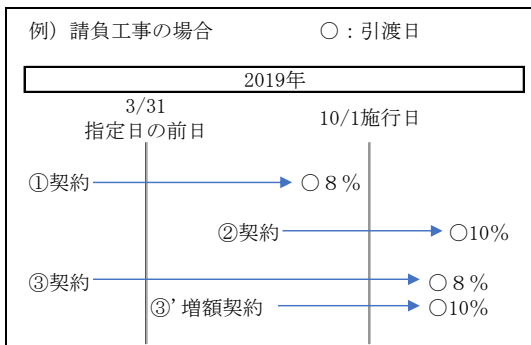
基本的な売買取引の場合、商品の引渡し時点で適用する消費税等を判定することになります。

図の通り、契約が施行日前であっても、商品の引渡しが施行日後となる場合には、適用税率は 10% となります。逆に、商品の引渡しが施行日前であれば、適用税率は 8% となります。

#### 3. 経過措置の取引

施行日以後の取引であっても経過措置が適用されるものについては、現行税率 8% が適用されます。経過措置が適用される取引は、基本的に 2014 年に消費税等が 5% から 8% へ引き上げられた時と変わりありません。

経過措置が適用される取引は様々ですが、一例として請負工事で確認しましょう。



経過措置によれば、通常、施行日以後の引渡しについては、新税率 10% が適用される場所、2019 年 4 月 1 日（以下、指定日）の前日（3 月 31 日）までに契約を締結した場合には、引渡しが施行日以後となった場合にも原則として現行税率 8% が適用されることとなります。

上図①は施行日前の引渡しですので、経過措置の適用はありませんが、適用税率は 8% となります。

②のケースは、3 月 31 日までに契約が締結されていないことから、経過措置の適用対象外となります。引渡しが施行日後となるため、適用税率は 10% です。

③のケースは、3 月 31 日までに契約が締結されているため、経過措置の適用対象となり、引渡しが施行日後となりますが、適用税率は 8% となります。

最後に③' のケースですが、③の契約に付随して、後日増額契約を結んだ場合です。この増額契約は、指定日の前日、つまり 3 月 31 日までに契約が締結されていないことから、本契約とは異なり、経過措置の適用対象外となってしまう、適用税率は 10% となります。

#### 4. 経過措置適用の注意点

- 経過措置の適用要件を満たす取引は、必ず現行税率 8% を適用しなければなりません。
- 軽減税率の対象品目に関する取引については、経過措置の適用はありません。施行日後の取引はすべて、軽減税率の 8% を適用することとなります。
- 経過措置の適用対象取引については、国税庁作成のパンフレット「平成 31(2019 年)10 月 1 日以後適用する消費税率等に関する経過措置」も併せてご参照下さい。

(提供：朝日税理士法人)  
いっしょに、明日のこと。  
Share the Future

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各都店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future